

(資料1)

## 「フロン類の製造業者等の判断の基準となるべき事項」について

平成27年3月24日付け20150324製第1号にて、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（以下「法」という。）を施行するため、協議がされたフロン類の製造業者等の判断の基準となるべき事項に係る告示案については、現在においては妥当なものと考えており、異存はない。

今回示されたフロン類使用見通しの数値の傾向と実態の市場環境の間に大幅な差異が発生していることが明らかである場合には、適切に指導及び助言を行うとともに、必要があれば法に基づく勧告及び命令を行われたい。

今後、フロン類の製造業者等及び指定製品の製造業者等の判断の基準となるべき事項に関する進捗状況の把握の中で、主要な品目別の製造量、輸入量等の情報を把握し、必要に応じて、これらの情報について環境省と共有されたい。